

# 脱炭素先行地域取扱要領

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官

## 第1 趣旨

脱炭素先行地域は、その対象地域内において、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するために、再エネポテンシャル及び民生部門の電力需要量を把握した上で、再エネ等の電力供給を推進する取組及び省エネによる電力削減を推進する取組、並びに、地域特性を踏まえた温室効果ガス削減を推進する取組を掲げています。これらの遂行に当たっては、定期的な進捗管理が欠かせず、また、社会経済情勢の変化や種々の取組を進めていく過程での予期せぬ課題の発生等によっては、当初の取組内容では、目的を達成することが難しく、取組の追加、強化又は変更、ひいては選定の辞退も想定されます。

このため、取組の進捗を確認するための進捗状況報告の取組及びその取扱い、脱炭素先行地域の計画の変更等に関する取組並びに脱炭素先行地域の選定を辞退する際の取組について、この要領に定めることとします。

## 第2 脱炭素先行地域の進捗状況の報告の取組

- 1 脱炭素先行地域に選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）の代表者は、脱炭素先行地域として選定された日が属する年度の翌年度から当該地域における取組を実施する全ての期間（最長令和12年度まで。以下「報告期間」という。）、各年度4月末までに、前年度の取組状況や今後の予定、課題・懸案事項等について、別記様式第1号により、環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課（以下「地域脱炭素事業推進課」という。）に報告するものとします。
- 2 地域脱炭素事業推進課が必要と判断する場合には、報告期間を経過した後であっても、選定地方公共団体に対して報告を求めることができるものとします。

## 第3 脱炭素先行地域の計画の変更等取組

- 1 計画に位置付けられた内容が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、選定地方公共団体の代表者は、別記様式第2号に計画の変更案及び関連する参考資料（以下「提出書類」という。）を添付して、地域脱炭素事業推進課に提出するものとします。なお、計画の変更案の作成の目安は、別紙1に定めるとおりとします。
  - (1) 対象とする地域の範囲・規模を相当程度変更する場合
  - (2) 共同提案者を変更する場合

- (3) 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量に相当程度影響を与える変更がある場合
  - (4) 脱炭素先行地域内の民生部門における省エネによる電力削減量に相当程度影響を与える変更がある場合
  - (5) 事業実施の上で基幹となる施設・設備及び取組並びに推進体制を相当程度変更する場合
- 2 1の規定に該当しない計画の変更を行おうとする場合、選定地方公共団体は、その都度、地域脱炭素事業推進課と協議するものとします。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、地域脱炭素事業推進課は、必要に応じて、当該選定地方公共団体に計画の変更を検討するよう、求めることができるものとします。
  - 4 地域脱炭素事業推進課は、1の規定に基づく計画の変更案について、脱炭素先行地域評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮るものとします。
  - 5 評価委員会は、提出書類に基づき、計画の変更案の妥当性を評価するものとします。なお、評価委員会は、必要に応じて選定地方公共団体からの説明を求めることがあります。
  - 6 地域脱炭素事業推進課は、評価委員会の評価をもとに、計画の変更案に対する諾否を決定するものとします。
  - 7 地域脱炭素事業推進課の承諾が得られた場合、選定地方公共団体は計画の改定版を作成し、地域脱炭素事業推進課に提出するものとします。
  - 8 計画の変更案について地域脱炭素事業推進課の承諾が得られなかった選定地方公共団体は、計画の変更案について再度検討するものとします。
  - 9 1、4～6及び8に掲げる変更手続を繰り返し行ったにもかかわらず、なお地域脱炭素事業推進課の承諾が得られない場合、地域脱炭素事業推進課は、脱炭素先行地域の選定を取り消すことができるものとします。なお、選定地方公共団体自身の判断によって、脱炭素先行地域の選定を辞退することは妨げません。

#### 第4 脱炭素先行地域の選定辞退の手続

- 1 選定地方公共団体が脱炭素先行地域の選定を辞退する場合、選定地方公共団体の代表者は、別記様式第3号に選定辞退の理由及び関連資料を添付して、地域脱炭素事業推進課に提出するものとします。
- 2 地域脱炭素事業推進課は、脱炭素先行地域の選定辞退の届出について、評価委員会に報告するものとします。

## 第5 その他

本要領に定めのない事項については、選定地方公共団体と協議のうえ、地域脱炭素事業推進課が判断するものとします。